

最高裁判所職員住宅跡地(白山四丁目国有地)の

活用方針(素案)に関する意見募集

日頃より、文京区政にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、最高裁判所職員住宅跡地(所在地:文京区白山四丁目10番8号)については、令和元年12月に国において所有権を留保し、将来世代に残しておくべき有用性が高く希少な国有地として「留保財産」に指定され、定期借地権による貸付けを前提に、地方公共団体である区の意見等も踏まえ、国が活用方針を策定することとなっております。

これまで、本区では様々な行政課題の解決を図るべく、地域の皆様と意見を交換しながら、本地の活用について検討してまいりましたが、今回、国に提出する活用方針(素案)を作成いたしましたので、是非、ご意見をお寄せください。

※PDFファイル「最高裁判所職員住宅跡地(白山四丁目国有地)の活用方針(素案)」をご覧ください。下記のご質問にご回答ください。

Q1.ご住所及びお名前を記載してください。

・ご住所 _____

・お名前 _____

※本用紙に記載いただいたご住所及びお名前については、本目的以外の利用は一切いたしません。

Q2. 最高裁判所職員住宅跡地(白山四丁目国有地)活用方針(素案)についてのご意見をお聞かせください。(例)P12 活用案について

※ご回答いただいたご意見は、整理したうえで、活用方針(案)に取りまとめる予定です。

いただいたご意見に対しての個別の回答は行いません。あらかじめご了承ください。

ご協力ありがとうございました。

問合せ先:文京区企画政策部企画課 野上、郡司
メール:b050500@city.bunkyo.lg.jp
FAX:03-5803-1330